

相続・遺言に関する出前講座を行います！

公益社団法人東京公共嘱託登記司法書士協会では、長年関与してきた公共嘱託登記事業から相続登記未処理案件が公共事業の推進の障害となっていることを実感して、少しでも相続登記未処理が減少することを目的として、相続・遺言に関する出前講座を行っています。

こうした公開市民講座の様子を掲載いたしましたので、ご興味がありましたら、是非、本協会までご連絡ください。

規模の大小に限らず行っていますので、少人数の集会でも大歓迎です。

また、参加者には、相続の小冊子を無料で配布しています。

【テーマ】「相続・遺言」を中心にわかりやすくお話いたします。

出前講座の時間は1時間程度ですが、ご希望に合わせます。

【受講費】会場を確保していただければ、費用は一切かかりません。

【お問合せ先】

公益社団法人東京公共嘱託登記司法書士協会
〒160-0003 東京都新宿区本塩町9番地3 司法書士会館2階
TEL 03-33359-3345 (平日午前9時から午後5時まで)
FAX 03-33359-3370
http://www.tokyo-koshokku.or.jp/

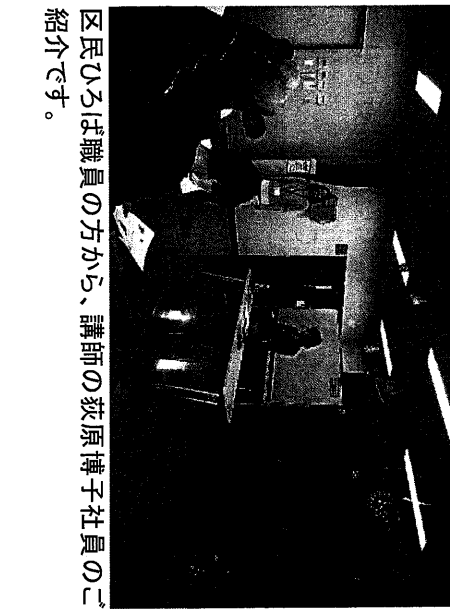
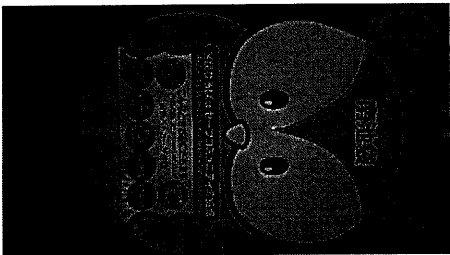
当協会は、司法書士がその専門的能力を結合して官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の権利に関する登記の嘱託手続き等の適正・迅速な処理することにより、公共事業が円滑迅速に実現されることを目的とした公益社団法人です。

相続では、こんな困った事例があります！

1. 子供のいない夫婦の夫が亡くなったが、死亡した夫が遺言書を遺さなかったために、夫婦の自宅を妻が相続するためにすら、10数人の夫の兄弟姉妹（その子の姪甥）に頭をさげながら実印を集めなければならなくなってしまった…
2. 遺産分けのときに、「財産は何もないよ」といって、財産をもらわずにいたところ、亡くなった人には借金があって、債権者から借金の返済を請求された…
3. 父親が遺言書を遺さずに死亡し、長男の他の兄弟姉妹とのからみで、父親とその長男が手塩にかけた店（会社）の父親の株式を長男がスムーズに受け継げずに店がつぶれそうになった…
4. 夫の死亡後、夫の借金が多かったので、妻と子が、家庭裁判所で相続放棄の手続を行なったが、夫の父母のことを全く考慮していなかったため、老いた夫の父母が困ってしまうこととなった…
5. 子のいない夫婦で夫が死亡し、妻は、同居していた夫の父親を最後まで献身的に世話をして看取ったが、住まいは夫の父親の名義のままで、夫の兄弟姉妹との関係で妻は肩身のせまい思いをすることとなった…

豊島区区民ひろば南池袋における出前講座 「身近な相続と遺言」に社員出席

平成26年12月15日、区民ひろば南池袋にて、「身近な相続と遺言」というテーマで公開講座が開催されました。講師は萩原博子社員です。参加人数は39名。まず講師から、「誰が相続人になるのか」「相続分の割合」「どういう人が遺言を書くべきなのか」「公正証書遺言と自筆証書遺言の違い」などの説明がなされました。参加者は相続に対する関心が高く、講義の合間にも、「被相続人が死亡した後、手続きをする前に相続人が死亡した場合はどうなるのか」「負債がありそうな場合、3か月を経過したら一切相続放棄できないのか」などの質問が出ました。また、遺言についても、「遺言に書けば絶対その通りになるのか」などの質問があり、遺留分の説明をすると、「遺留分の侵害とはどういうことか」「遺留分は請求した人だけもらえるのか」など、質問も高度なものに。他方で、「面倒をみてくれない妻に相続させないためにはどうすれば良いか」などの質問もあり、会場は笑いに包まれました。平成26年12月15日、区民ひろば南池袋にて、「身近な相続と遺言」というテーマで公開講座が開催されました。講師は萩原博子社員です。参加人数は39名。まず講師から、「誰が相続人になるのか」「相続分の割合」「どういう人が遺言を書くべきなのか」「公正証書遺言と自筆証書遺言の違い」などの説明がなされました。参加者は相続に対する関心が高く、講義の合間にも、「被相続人が死亡した後、手続きをする前に相続人が死亡した場合はどうなるのか」「負債がありそうな場合、3か月を経過したら一切相続放棄できないのか」などの質問が出ました。また、遺言についても、「遺言に書けば絶対その通りになるのか」などの質問があり、遺留分の説明をすると、「遺留分の侵害とはどういうことか」「遺留分は請求した人だけもらえるのか」など、質問も高度なものに。他方で、「面倒をみてくれない妻に相続させないためにはどうすれば良いか」などの質問もあり、会場は笑いに包まれました。



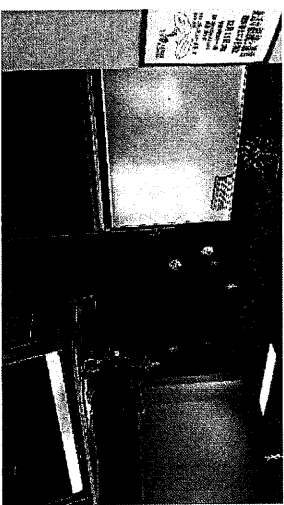
区民ひろば職員の方から、講師の萩原博子社員のご紹介です。



やさしい口調で、時には例えを示しながらも的確に説明する講師です。

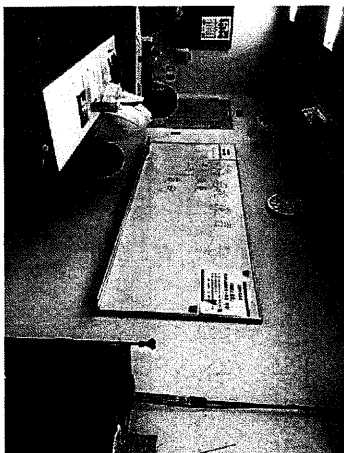


天気がよかったこともあり、39名のご参加をいただきました。

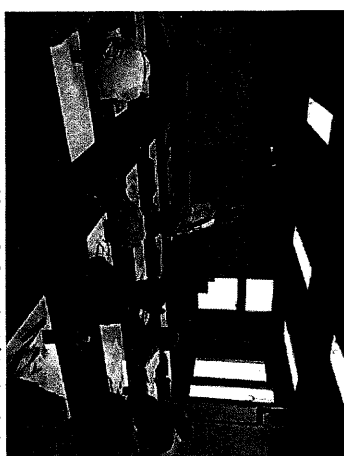


品川区荏原第四地域センターで出前講座を開催！

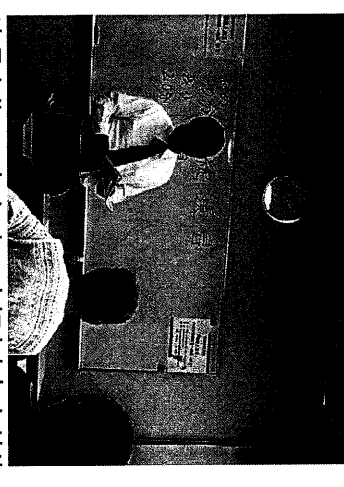
2014年8月23日、荏原第四地域センターで出前講座を開催しました。「我が家は財産がないから相続は関係ない」と思っている...」とテーマや経験談を交えて、相続がいかに身近な法律問題かというお話が始まり、遺言書の大切さを、楽しく分かりやすく解説しておりました。最後に、成年後見のお話もあり、あつという間の1時間でしたが、参加者の皆様も熱心にお聞きされていて、充実した時間だったのではないのでしょうか。出前講座後には、個別相談会を開いて参加者のご相談を受けました。



講師の上良先生です。



会場は、お話に笑いもありながら和やかな雰囲気でした。参加者の皆様も熱心に聞き入っていました。



遺言を作っておくことの大切さをわかりやすくお話しておりました。

早稲田三水会の総会に出前講座！

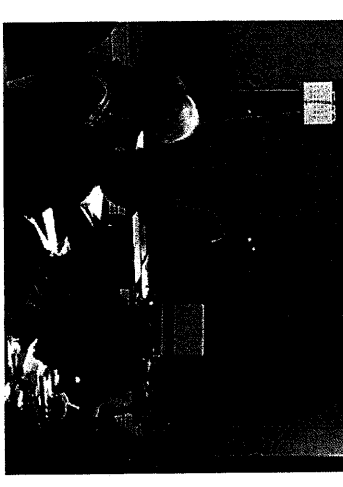
2014年4月20日新宿区早稲田山水会(高齢者クラブ)さんの総会にお招きいただき、出前講座を開催しました。講師は平山副理事長。「相続・遺言」をテーマに、私共、司法書士が皆様からよく質問を受けることを中心に話を聞きたいとのこと要望に沿って、具体例を出しながら、わかりやすくお話をさせていただきました。皆様、ご清聴ありがとうございました。



総会の中、いよいよ講座のはじまりです



会場の様子



講師の平山副理事長